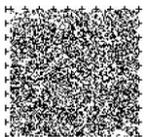


令和5年5月29日

令和5年度第1回
世田谷区障害者施策推進協議会

(注意) 一部、音声コードによる音声と文章が
一致しないことがあります。ご了承ください。



午後 7 時開会

○障害施策推進課長 皆さん、こんばんは。定刻になりましたので、会を始め
てまいります。本日はよろしく願いいたします。令和 5 年度第 1 回目の障害
者施策推進協議会となります。座って失礼します。

私は事務局を務めます障害施策推進課長です。改めてよろしく願いいたし
ます。

開会に当たりまして、本来でしたら障害福祉部長より御挨拶申し上げるとこ
ろですけれども、体調不良で今日はお休みをしております。念のため、ち
かも参加をしております。御了承ください。そのまま会は進めていければと
思っております。よろしく願いします。

本日も対面とオンラインの併用で進行してまいります。円滑な進行に御協力
いただければと思います。よろしく願いします。

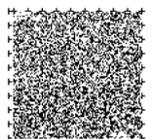
最初に、委員の出欠について確認をさせていただきます。皆様にお配りして
いる資料では資料 1 となっておりますが、委員名簿をおつけしております。今
年度になりまして、一部委員の変更がございます。今、変更になった方を御紹
介させていただきます。

まず、お一人目は渋谷公共職業安定所統括職業指導官の委員です。一言願
いします。

○委員 私は、この 4 月に渋谷のハローワークに赴任してまいりました、障害
者の職業紹介の担当と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○障害施策推進課長 ありがとうございます。お二人目は、都立中部総合精神
保健福祉センター広報援助課課長代理委員です。

○委員 私もこの 4 月に赴任してまいりました。よろしく願いします。



○障害施策推進課長 ありがとうございます。委員の委嘱状は机の上に置かせていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

委員の出欠の状況ですけれども、事前に御連絡をいただいている方がお一人、それからまだお見えになっていない方もいらっしゃるようでして、今のところ3人ほどお見えになっていないようなのですが、進めていければと思います。会としましては、過半数の出席がありますので、成立をしております。

オンラインの皆様、音声は大丈夫でしょうか。ありがとうございます。それでは、そのまま進めてまいります。

あと、区の職員も一部異動がありまして替わっておりますので、オンライン参加ではありますが、お名前だけ確認をしております。先ほどの資料1で言えば裏面に当たります。

北沢総合支所保健福祉センター保健福祉課長。

続きまして、玉川総合支所保健福祉センター健康づくり課長。

玉川総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課長。

保健福祉政策部保健福祉政策課長事務取扱。

それから、私どもの障害福祉部、障害者地域生活課長です。会場に来ております。

障害福祉部の障害保健福祉課長です。

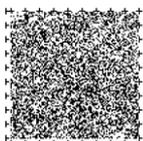
一覧に戻りまして、都市整備政策部都市デザイン課長です。

それから、都市整備政策部居住支援課長です。

その下が教育総合センター支援教育課長です。

以上が変更になりました区の管理職でございます。

あわせて、今年度のこの協議会ですけれども、私どもで次期計画策定の支援



を委託しております株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所の職員も参加をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

○ジャパンインターナショナル総合研究所 ご紹介いただきましたジャパン総研と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○障害施策推進課長 ありがとうございます。

続きまして、資料の確認をしてみたいです。お手元の資料を御確認ください。

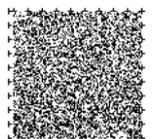
まず次第です。それから、先ほど使いました資料1が委員名簿と区の管理職の名簿となっております。続いて資料2として、A4横のものですけれども、ホチキスで止めてあります。「次期せたがやノーマライゼーションプランー世田谷区障害者施策推進計画ーの策定に向けた検討状況について」というものです。資料3が「(仮称)世田谷区手話言語条例(骨子案)について」でございます。こちらはクリップ止めで別紙の資料もおつけしています。資料4が「障害者の地域生活支援機能の強化 緊急時バックアップセンターの受付状況等について」となります。

資料は以上でして、このほかに本日の質問・意見用紙、A4縦で線が入っているものをおつけしております。また、前回、令和4年度第4回目のこの協議会の議事録を机上に配付させていただいております。

資料を御確認いただきまして、過不足などがありましたら事務局までお声がけください。いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

ありがとうございます。それでは進めてまいります。

なお、机の上にはファイリングボックスで、紙冊子ではありますけれども、区のノーマライゼーションプランですとか実態調査の冊子を備えておりますの



で、必要に応じて御確認いただければと思います。オンライン参加の皆様には、事前にメールでデータのリンク先をお送りしております。必要に応じてこちらも御確認ください。

事務局の最初の確認は以上となります。

それでは、ここからの進行につきましては、部会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願ひいたします。

○部会長 皆さん、こんばんは。部会長です。

遅い時間にお集まりいただき、ありがとうございます。これから議事に入りますが、終了時間は20時30分を予定しております。よろしくお願ひいたします。

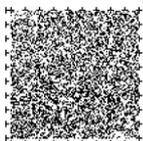
では最初に、協議事項ということで準備をしていただいています。「次期せたがやノーマライゼーションプラン―世田谷区障害者施策推進計画」となりますが、次期のノーマライゼーションプランについて、この策定に向けた検討状況についてということで事務局からの説明をお願いします。

○障害施策推進課長 資料2に沿って御説明してまいります。

すみません、会場のマイクの調子が悪くて、ハウリングしたりマイクが入らなかつたりすることもあります。申し訳ありません。適宜進めてまいります。

資料2ですけれども、基本的には前回のこの会議から若干書き加わっているような状況になっておりまして、その辺を中心に御覧いただければと思っております。中身を見てまいります。

まず主旨です。1ページ目です。令和6年度からの次期せたがやノーマライゼーションプランの策定に向けて、自立支援協議会や障害者施策推進協議会か



らの意見などを踏まえた次期計画の構成等に関する検討状況について報告するというものです。

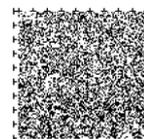
ページを開いて2ページ目に進みます。基本理念のところでは、こちらも前回から御説明しておりますとおり、「選択した」という言葉を付け加えている状況で、こちらは今回、本日の資料では変更はありません。

改めて読んでまいりますと、基本理念ですが、「障害のある人もない人もお互いの人格や個性を尊重して 住み慣れた地域で支えあい」、選択した「自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現」ということで案をお示ししてございます。

3ページ目です。この計画期間における行動コンセプトをつくり出すということを以前もお話しさせていただきました。言葉としてはしっかり書いていなかったんですが、今回の資料で、これを言葉として載っております。行動コンセプトは「当事者の選択を支える」ということを考えております。

「支援者等」という言葉を使っておりますが、区役所ですとか、各支援機関や家族、団体など、それぞれ支援者等としておりますが、これらの人たちは「インクルージョンの考え方を基本としながら、障害のある当事者個々の『選択』を尊重する施策の推進や『選択』を支える環境整備に向けて協力して取り組む。また、当事者のライフステージや生活上の様々な場面において、意思決定支援に留意して複数の選択肢を提案するなど、当事者が自分らしい生活を『選択』するための支援に努める」ということをこちらで考えていこうと思っております。

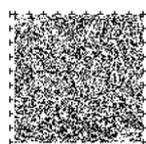
その下に少し小さな文字で加えておるのが、この「選択」というところで、どういったものが考えられるのか、少しキーワードを書き出しております。



「選択」を支える環境整備というところですが、情報アクセスのしやすさ、体験や選択の機会の確保、多様な福祉サービスの整備、既存サービスでの障害児者の受入れ、再利用を尊重する仕組み、「選択」をするための支援のところでは、理解しやすい情報提供、あるいは選択肢を提示、選択の結果と選び直しを尊重、こういったことがキーワードとして考えられるかなということも付け加えているものになります。

4 ページに進んでまいります。計画の名称というところ、以前も「せたがやインクルージョンプラン」としていきたいということでお話しさせていただいておりますが、この説明を少し文章で書きつづっている形で少し変えております。

読んでまいります。「平成7年に制定した『せたがやノーマライゼーションプラン』は、どのような障害であっても社会の一員として社会活動に参加し、平等かつ人間らしく生活していけるようにすること、すべて障害者は個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有すること等を基本的な考え方に掲げ、現在に至るまで様々な施策を推進してきた。◆その後、国において障害者基本法の改正や関係法令の制定等があり平成26年には国連障害者権利条約を批准、障害の社会モデルや多様性を尊重する考え方が徐々に広まるなか、区ではインクルーシブな地域共生社会の実現を目指し『世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例』を令和4年度に制定した。◆ノーマライゼーションプランの考え方を継承しながら、近年増加している複雑・複合化している課題への対応や、地域共生社会に関する社会状況の変化等を踏まえ、次期計画では、全ての区民が個々の特性や経験を含めた多様性を尊重し、その存在と価値観を相互に認め合い、誰一人取り残さないことを目



指し、計画の名称を以下のとおりとする」ということで、「せたがやインクルージョンプラン」ということで御提案させていただいているということになります。

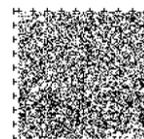
こちらは今までお話ししてきたことを改めてつづっているような形になりますけれども、御確認いただければと思います。平成7年当時の考え方というものも改めて記載させていただきます。

資料を進んでまいります。5ページ目が施策体系、こちらは以前のとおりです。変わりはなく、大項目4と中項目を14ということ考えていきますということ。

6ページ目には、3つの視点を明確にしていきますということに記載させていただきます。

7ページ目、施策体系と視点という一覧表にしておりますが、こちらの中項目の14項目、それぞれ理解するですとか守る、あるいはつながる場をつくるという形で、何々する、あるいは何々させるという言葉で少し統一感が出るような表記にしております。こちらは微修正というか、少し修正をしている形です。

進んでまいります。8ページ目、次期計画の章立てという項目ですけれども、基本的には現計画の構成を基本とした章立てとした上で、第3章に「本計画期間における行動コンセプト」、先ほどのところを追加していくんだということ。それから、施策の取組というのが第4章になりますけれども、障害者総合支援法ですとか精神保健福祉法等の法改正の内容ですとか、障害福祉計画と障害児福祉計画に関する国の基本指針、また、自立支援協議会や障害者施策推進協議会からの意見等を踏まえて施策の取組を検討し、次期計画に位置づけて



いきますということを記載しています。6年度からの3か年の次期計画の施策の取組になりますけれども、この間、様々国の動きもかなり大きくあるということを考えながらの一文です。

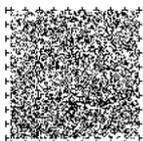
9ページが章立ての全体の表になっておりますので、こちらをそのまま御覧いただければと思います。

資料10ページ目が重点取組です。1から7つ目まで、7つ目に障害理解促進・差別解消という項目が加わっておりまして、全部で7つの次期計画の重点取組を掲げております。これを御覧いただきまして、並べ順というところも、もし御意見があれば、また御意見をいただければと思います。

それから、11ページ以降は個別のところに入ってまいります。重点取組の1つ目としては、医療的ケア児（者）の支援というところ、背景・課題というところは、前回とあまり変わっておりませんので、主に取組の方向性というところを読ませていただきますが、医療的ケア児者の支援に携わる看護師等の人材の確保・育成、発達や学びを支える体制や地域の取組の整備・充実、災害に備える互助体制の確立、公有地等を活用した施設整備、こちらの4点を挙げています。

12ページに進みます。2つ目で精神障害施策の充実です。こちらも取組の方向性のところを読ませていただきますと、当事者の地域における生活の定着支援の強化、当事者・ピアサポーターとの協力の推進、精神科病院の入院者の意向を踏まえた地域移行の着実な推進、こちらの「意向を踏まえた」というところが変わってきています。

13ページ、3つ目です。人材の確保・定着です。こちらの取組の方向性ですが、障害児者の自立を支援する技術やチームワークを学ぶ研修の充実、ボラン



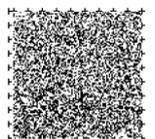
ティアを含めた新たな人材の確保に向けて、障害理解を進めるための施策の推進、施設や事業所の職員等の心身の健康を守る取組ということを挙げています。

14ページ目、災害への備えの推進です。こちらも取組の方向性です。情報コミュニケーションの難しい障害者のための緊急事態における支援の検討、災害時の在宅避難を安心して継続するための備蓄等の推進、障害者や事業者・施設、地域住民等による「災害に備えるつながり」の推進。

15ページ目が情報コミュニケーション・アクセス手段の確保です。こちらの取組の方向性ですが、障害児者の情報コミュニケーションやアクセスについて様々な手段の確保、聴覚障害や視覚障害のある方への情報バリアフリーの推進、重度障害のある当事者の意思表出や意思疎通の支援を充実というふうにしております。

進んでまいります。16ページ目、インクルーシブ教育推進に向けた土台作りというところですが、こちらは土台作りという言葉で、インクルージョンのプロセスを大事にすることを表現できないかということも考えながらということになるのでしょうか。取組の方向性ですけれども、就学相談など様々な相談体制の充実を図り、一貫した切れ目のない支援を充実するんだと。特別支援学級等の教職員の専門性の向上、児童や保護者、教職員の障害理解教育の推進です。

7番目、障害理解促進・差別解消という項目です。取組の方向性ですが、障害の社会モデルの考え方や障害者等への接し方についての多様な方法による周知、障害者等が外出しやすいまちづくりを推進、障害当事者の権利擁護としての差別解消の推進という3点を挙げています。



18ページは今後のスケジュール、こちらは変更ありません。今のところ、予定どおり6～7月には中間まとめ案、8～9月には素案、それが答申案となっていくという流れで変更はございません。

19ページも、以前のお通りの2次意見の主なものが表についております。

資料2の御説明は以上です。

○部会長 御説明ありがとうございました。新しいプランの方向性がかなり明確になってきたかと思いますが、委員の皆様、今の御説明をお聞きになって御質問、御意見等がおありでしたらばお願いをしたいと思います。特に会場もオンライン参加の方も、挙手とかされている方はいらっしゃるのでしょうか。

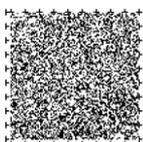
それでは、今日、資料を作っていくまでにかかなりいろんな議論を……。

委員ですね。ありがとうございます。

○委員 今のお話を聞いて意見を申し上げたいと思います。

まず、2ページ目の基本理念のところですか。案として、「選択」、自分で選ぶというような暮らしということが書かれているんですけども、少しそれを読んでいても意味が分からないところがあります。何を選択するのかというところが具体的に見えません。次のページで、当事者が選ぶ内容を支えるということとは分かるんですけども、2ページ目のところを読むだけではちょっとそのあたりは分からないと思います。例えば、一人一人が選択して自分に合った生活とか、何かそういう説明を加えていただいたほうがよろしいのではないかなと思いました。それが1点目です。

2点目として、14ページになります。災害についての話です。以前の相談でも話があったかと思うんですけども、地域の防災力の向上のために、障害者も協議するだけではなくて、町内の中で地域の皆さんと理解を広めていくよう

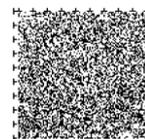


な計画が必要というふうに考えました。例えば、以前、私も郵送で資料が来たんですけれども、要支援の方は何か案内しますみたいな通知があったんですね。そこには電話番号が書かれていたんですけれども、私は聞こえないので電話をする手段がありません。電話できません。そのあたりのコミュニケーションの難しい面があるということ。視覚障害の方も同じではないかなと思うんですが、送られてきた内容が分からないのではないかなど。そのあたりは、もうちょっとコミュニケーションを、地域で防災力を上げるというところを考えていただければなと思っています。

そして、3つ目です。16ページです。インクルーシブ教育ですけれども、聞こえない人は昔からインテグレーション、共に学ぶ教育という場を受けてきましたが、聞こえない人と聞こえる人と一緒という意味ですね。特別扱いはしないということが条件だと思います。基本的にそれが必要だと思っています。なので、インクルーシブとは言いますが、聴覚障害、聞こえない子どもが隣の聞こえる子どもから何を言われているか分からないというような状況もたくさん起き得ると思います。インクルーシブだけではなくて、一人一人がきちんと勉強できる環境をつくっていく、そういうことが必要だなというふうに加えていただければありがたいと思っています。

○部会長 委員、3点御指摘をいただきました。選択してというところが明確ではないという2ページのところです。

2つ目が災害のところで14ページですね。障害があって情報の理解が難しい方への配慮ということで、委員の体験として、要支援者についての登録というようなところで、電話をしてくださいというような対応が無理な、そんな情報提供だったというところの体験も踏まえてでした。



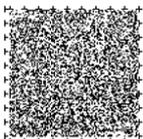
インクルーシブ教育、16ページのところについて、聞こえない方の場合を例にして、一人一人いろいろな教育の方法があるのではないかという御指摘だったと思いますが、今の時点で事務局から何かお答えいただけることがあるでしょうか。

○障害施策推進課長 まず一つ、基本理念のところでは御意見いただきました。基本理念自体は、あまり長くなり過ぎないようにしなきゃいけないなと思いつながらなので、うまく補足的な言葉もつけながら、おっしゃっているところ、皆さんが分かるような形で作っていただければなと感じたところにはなります。

それから、災害のところですけども、おっしゃるとおり、地域でのコミュニケーションを上げていくんだということは非常に大切な御意見をいただいたと思っておりますので、いただいた御意見を今後の計画の中にどうやって生かしていけるか、関係の所管とも考えていきたいと思っております。

それから、インクルーシブ教育ですけども、これは私の感想にもなってしまうんですけども、特別扱いをしないという言葉も出てまいりましたが、難しいなど。いろんなお子さん、障害のあるなし、あるいは外国ルーツの方も含めてだと思っておりますけれども、様々な子どもたちのインクルーシブというのがこれから進もうとしていく中で、基本的な合理的な配慮というのをどうやって確保していくかということもあるんだらうなと思いつながらお話を伺っていただきました。教育のほうの所管にもしっかりと伝えていきたいと思っております。

○部会長 御説明ありがとうございました。今の委員の御指摘を踏まえて、事務局で練っていただいて、より適切な委員の意見を反映していける内容にということですので、よろしく願いをいたします。委員、今の御説明でよろしいでしょうか。



ありがとうございました。ほかにこの資料2の関連で何かお気づきの委員はいらっしゃいますでしょうか。

特に御質問、御意見等がおありの委員がいらっしゃらないようですので、もしまた何かお気づきでしたらば、意見を書く今日用の紙ですとかメール等、ファクス、形は何でもよろしいということですので、追加で気づいたことがあったら事務局に提出していただければと思います。

それでは、協議事項については、取りあえず今ここまでで終了させていただきます。

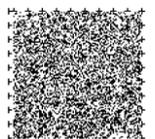
では、次の報告事項に移らせていただきます。

最初に、「(仮称)世田谷区手話言語条例(骨子案)について」ということで、資料3を用意していただいていますので、事務局、御説明をお願いいたします。

○障害施策推進課長 資料3を御覧ください。「(仮称)世田谷区手話言語条例(骨子案)について」というものになります。

1の主旨から読んでまいります。区民に言語としての手話の認知・理解を深めてもらい、区における手話言語の基本的な考え方や必要な事項等を定めるため、(仮称)世田谷区手話言語条例の制定に向けた検討を開始し、先般の区議会常任委員会に検討状況を報告したところです。このたび、様々御意見を伺いながら検討を行いまして、骨子案としてまとめたので報告するというものです。

2の経緯ですけれども、昨年度、区で制定した条例です。世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例の検討におきまして、当初言語としての手話についても、同一の条例に盛り込む方向で検討を進めていましたが、



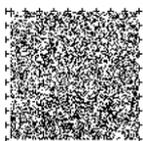
専門家会議あるいは当事者の方から、同一の条例に盛り込むことによって言語としての手話についての社会的な認知や理解が深まらないおそれがあるということもいただきまして、区としても、独立した別の条例を検討しますということにしました。その後、区議会にも条例の制定に向けた検討を開始しますということ、検討状況についても報告をして今日に至っているというものになります。それについての経緯が1ページ目の真ん中辺りに記載をしております。

2ページ目に進んでまいります。幾つか補足説明がありますけれども、国や東京都の経緯も含めて記載をさせていただきます。昨年の4年9月には東京都の手話言語条例が施行になっているという状況です。

大きな3番目で、区の条例の骨子案の構成という項目になります。2ページ目から3ページ目まで骨子案を書いておりますが、項目的には9までです。条例としては、まだ第何条という体裁を整えていませんけれども、第9条までの条例になるようなイメージで今つくっていると思ってみてください。

2ページ目に戻りまして、1は、まず目的です。手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下という、この認識をまず明らかにしてまいります。手話に対する理解の促進や手話の普及のための基本理念を定めていくんだという目的、もう一つが区の施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な基本的な事項を条例として定めるということ、それから手話を必要とする人の権利が尊重される地域共生社会の実現に寄与していくんだということを目的としてまいります。

1つ飛ばしまして、区の責務というのが3つ目にあるんですが、この中に①から③まで定めてまいりたいと考えています。1つは、手話を必要とする人の権利の尊重があるんですけども、手話に対する理解の促進、それから手話の



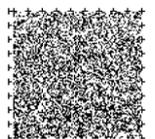
普及を区として取り組んでいくんだ。2つ目が、手話を必要とする人たちの手話を獲得し、学び、使っていくための環境整備を推進するんだということ。3ページ目の③ですが、端的に申し上げますと、手話を用いた情報発信を促進していきますよということです。こういったことを記載していきます。

項目で言いますと、4番目が事業者の役割、5が区民の協力、6に手話の普及啓発、7、手話を用いた情報発信、8、手話通訳者の派遣のための人材確保、養成等、9として災害時の措置というところですか。資料の文中に幾つか主な取組の例というところも記載をしております、それぞれまだ具体的な施策というところはこれからですけれども、こういったことも考えていきますというところも資料の中に記載をしております。

特に、例えば手話の普及啓発というところが6番目にありますけれども、区立学校における手話の普及ですとか理解促進のところ、それから例えば「区のおしらせ」、区報の紙面に手話のコーナーを置けないかということですか、あるいはユーチューブチャンネルに手話のミニ講座を配信できないかとか、そのようなこともアイデアとしては出ているというところを期待しております。

資料を進んでいきますと、4ページ目です。条例制定にあたっての基本的な考え方等というところですが、1番目、2番目は、先ほど読んでいますので、3つ目の条例の名称についてとありますが、今のところ簡潔な名称で考えているということで、(仮称)世田谷区手話言語条例ということを考えています。また、パブリックコメントなどもしながら、御意見があれば考え、名称を決定していきたいと思っています。

4つ目がパブリックコメントの実施時期のことですけれども、この条例が目



指すものを早い段階から当事者の方ですとか区民などに理解をしていただくこと。また、いただいた意見を、条例の理念や内容に十分に生かすとともに、条例に基づく施策を次期せたがやノーマライゼーションプランへ反映させていくことを考えるために、この条例骨子案の段階でパブリックコメントを行っていかうということを記載しています。予定では、6月9日に「区のおしらせ せたがや」のパブリックコメント号の紙面というのでしょうか、これが出る予定で今、内容を煮詰めて準備したということになります。

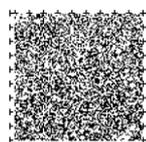
昨年制定した条例は、条例の素案の段階でパブリックコメントをしましたが、今回この条例は骨子案なので、1つ前の段階でパブリックコメントをするというようなスケジュールで、少し余裕を持たせているというような考えです。

5. 条例に基づく施策展開についてという項目ですが、昨年の条例ですとか、それから今回の手話言語条例に基づく施策、これらについては次期せたがやノーマライゼーションプランに反映していきますよということ。それから、重点的な取組というところですが、ここにも書いてございますが、手話を必要とする当事者が手話を使うことができるような環境整備を考えていくんだ、重点的に取り組んでいくんだということを記載しております。

今後のスケジュールですけれども、9月には条例の素案を議会に報告し、11月には条例案、その後、区議会の第4回定例会に条例案の提案をして、6年4月の条例施行を目指しているということでスケジュールを考えております。

5ページ目、6ページ目は条例検討会の委員構成ですとか、以前にもおつけしておりました主な意見というのをおつけしています。

資料7ページ目としましては、イメージ図がついていまして、条例に基づく



施策展開というところで、この条例の3本柱、理解促進や環境整備、情報発信を考えながら、昨年度の条例も併せ、次期プランに反映し、区が目指す姿の実現に向かっていこうということをイメージで置いております。

最後に、8ページは言語としての手話というところを補足的に説明したものになっております。

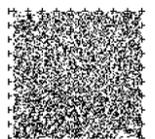
御説明としては以上です。

○部会長 御説明ありがとうございました。手話言語の条例についても、大分整理をしていただいています。まず委員の皆様、御質問、御意見がございましたらお願いしたいと思いますが、この検討のまとめ役をされた委員は何か補足いただくようなことはおありでしょうか。

○委員 こんばんは。この手話言語条例の検討会のメンバーとして関わりを持たせていただいています。手話言語条例（案）については、今、課長が説明いただいたとおりでございます。そこの議論を振り返ると、次のような特徴を申し述べるができると思います。

1つは、手話言語条例という仮の名前がついています。手話が重要である条例とか、手話を使いましょう条例ではなくて、大事なものは手話が言語であるということを広く、当事者の方はもとより、世田谷区民全体でこれを共有しようというのがその骨子だと思います。ですから、条例名は手話言語条例みたいな言い方になりますけれども、もう少し平たく言うと、手話は言語です条例みたいな、そういうふうに捉えていただくのがすごく大事だということになります。

2つ目が、やはりそのときに、議論の中でもあったんですけども、例えば日本手話がよくて、日本語対応手話はけしからんとか、手話が全部できないと



言語条例を理解していないとか、そういう認識の上でいろいろなレベルやアプローチがあるとは思いますが、やはり手話が言語であるという思いを共通にして、基盤にして、情報の保障やコミュニケーションの保障につなげていくということが大事だと、こんなことが検討会の中でも強調されてきたところですよ。

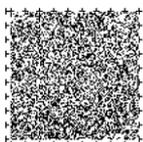
それから、手話言語条例ということで、手話が言語であることを理解しながら、やはりそれに実効性を持たせるというか、具体化していくために、例えばきちんとした人材育成、手話通訳者だとか、あるいは現場で手話を駆使、手話を使うことができる援助者の育成だとか、そういうようなきちんとした実効性を持たせることが、環境整備をしていくことが大事ですよ。大体今お話をした3つぐらいの論点で検討をしているところです。

発言の機会をいただきありがとうございました。以上でございます。

○部会長 委員、ありがとうございました。これまでの検討のポイントがとてもよく理解できました。ありがとうございます。

という御説明をいただきましたし、何かお気づきの方がいらっしゃったら、御発言いただきたいと思いますが、では、委員、お願いをいたします。

○委員 視力障害者協会です。今、先生が御説明になられた中で、すごく僕も気になっていたことなんです。人材育成の問題です。手話通訳者の育成、前回か前々回のときに、たしか世田谷区の中において70数名の手話通訳者の登録があると報告を受けたと、数字が違っていましたら申し訳ありません。例えば委員として、どのぐらいだったら、これだったら安心できるのかなとか、また、育成って世田谷だけでなく、全国的にやっていかなきゃいけないことだと思うんですね。私たち障害当事者も、今後の社会との関わりの中において、インク



ルーシブももちろんなんですけれども、私たちが自ら、障害者が講師になって普及啓発というような場というものも、もちろん就労としてもやっていくという目標がないと、単にこういった条例化をされたとしても、社会が受け入れられるまでには、まだまだ人材とかというのにはお金もかかる、時間もかかる。様々な課題というのは、本当に世田谷だけの問題ではないと思うんです。

聴協さんとしても、何か全国的に訴えたいこと、ここまで目前まで来たので、私も、障害の立場は違いますが、応援して絶対に実現したい、してほしいという気持ちで委員として臨んでおります。ぜひこれからも教育の一環の中、例えば何年生以上だったら、幼少期から手話の勉強ということをしていけば間に合うのかなとか、課題というのはどういうふうに分析されているのかを、委員の立場でありましたら教えていただきたいです。お願いします。

○部会長 委員、ありがとうございました。

それでは、委員でもある委員に御自身のお立場から、今どれくらい人材が必要なのかとか、子どもたちにはどれくらいから教えることが可能なのかとか、御質問をいただきましたが、委員のお考えでよろしいのかと思いますが、お願いして。

○委員 はい、承知しました。世田谷区聴覚障害者協会の意見で申しますと、条例検討委員でいろいろ討議をさせていただいて本当に感謝申し上げたいと思います。特に障害者団体の代表として、障害者団体関連の協議会、いろいろな学習等をいただいて、一緒に検討を続けてこられたことに感謝を申し上げます。

手話通訳者の数については、この4月現在71名です。それ以前、以前の試験で評価した結果もありまして、5人が登録として新規に5月から増えまして、



76人になる予定です。76人といっても、昼間は別に仕事を持っている人間もおりますので、土日だけしか活動ができないとか、いろいろ家庭の事情もございまして、実際はもっともっと通訳者を増やしていければなど。聴覚障害者協会としては200人近くの会員がおりますので、そのように考えております。

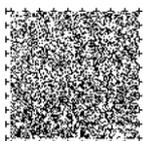
2つ目に御質問をいただいた内容です。子どもの手話に関する教育について言えば、最近では医療の進歩もあって、人工内耳という方法があって、補聴器とはまた別に、手話を使わなくても教育を受けられる子どもたちもおりますが、実際に聞こえない子どもたちで手話を学ぶ、覚えていくということは、ゼロ歳から始めていけばいいと思っています。聞こえないと分かったときに、すぐ子どもに合わせた補聴器であるとか人工内耳、また手話を使った教育の方法ということをやっていければなど思っております。それが大事だと考えております。できるだけ早期に覚えて手話に慣れていく、それが必要かと思っています。そういう普及を目指したいと考えています。

○部会長 委員、ありがとうございました。

2点目の御質問は、多分私が説明の仕方がまずくて、委員の意図と違っていたかなど。委員は、聞こえる子どもたちに手話を学んでもらうとしたら、何歳くらいから可能なのかという御質問だったかと思うんですが、委員、そういうことでよろしかったでしょうか。

それでは、委員、もう一度お願いしてよろしいでしょうか。

○委員 まず、手話の覚え方としては、聞こえない子どもは手話で学ぶということが必要だと思っています。聞こえる子どもの場合は手話を学ぶということになります。年齢で言いますと、インクルーシブ教育という場合は、小学校1年から聞こえない子どもと出会って、共にその中で手話を使っていく、そうや



って少しずつ覚えていければいいと思っています。学校の場所として、教育方法としては小学校の4年から、今、教育している、手話の教室を開いていることがあります。聞こえない子との社会の中での課題、そういったことを学んでいただくような機会を積み重ねていければいいかと思っています。

○部会長 委員、ありがとうございました。聞こえない子どもだったら手話でいろいろと学んでいく、聞こえる子どもが手話を学ぶ、そのあたりの違いがとも明確に分かりました。ありがとうございます。

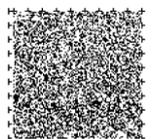
インクルーシブ教育として学び始めの小学校1年生から少しずつということですが、きちんと学ぶとなると、小学校4年生ぐらいではないかというようなお話をいただきました。

○委員 4年生ぐらいです。

○部会長 という御説明をいただきましたが、委員、何か感想とかがございましたらお願いをいたします。

○委員 あと、単純なことを教えてほしいんです。今、世の中でも話題となっていますA I ロボットというのがあります。例えば手話のA I ロボットというのは世の中にあるんですか。(笑) これは笑っているけれども、すごく大事だと思ったんですよ。

何でかというのと、私たちも例えば街頭ヘルパーさんがいなくて、スーツケースが道案内してくれたり、そのようなものがどんどん出ているんですよ。世田谷は、保健福祉総合プラザという立派なものがあるんだったら、同時進行としてA I の手話通訳ロボットなんていたら、アンテアショップじゃないですけども、なって、いろんなことをやれば、子どもたちだった興味があったりするんじゃないかなと、ちょっとした発想なんですよ。

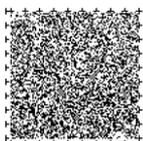


私は、申し訳ないんですけども、聴協さんの手話のことについてはちょっと勉強不足であるので、とてつもない発想で今申し上げたんですけども、恐らくこれだけ世の中に出ているならば、AIロボットというのがもしかしたら開発されて、どこかの企業がこういうのでやろうねという話があるならば、世田谷がモデルになってやったらどうなのかなと思っちゃっているんですよ。これは聴協さんとしてはどうですか。何か情報がありますか。教えてください。

○委員 AIについては、その使い方については2つあると思っています。1つ目は日本語を手話に変換していくということですね。音声認識をしていくということです。音声を認識して、それを手話に変えていく。今、そういった方法は少しずつ広がっています。NHKでも、手話のCGアニメ、昨年、オリンピック・パラリンピックのときに使われています。まあまあ使えるのではないかなと思っています。まだ販売はされておられません。

逆に、手話を読み取って日本語に換えるということは、AIではまだまだ難しいです。手話は言語であるので、言語を日本語の言語に換えるということが難しいんですね。そのソフトは、まだソフトバンクとかグーグルとか、そういった会社がいろいろと開発中なんですけど、まだまだ実用性はない状況です。

○部会長 ありがとうございます。委員、失礼しました。笑ってしまったのは、いや、すばらしい発想だと思って、ちょっと私などでは考えなかったので、ついにつっこりしてしまったのですけれども、それについて今、委員が明確にお答えくださいますして、日本語を手話にということはいろいろ進んできているけれども、手話を読み取っての日本語というのは、大きなソフトバンクとかが検討してくれているけれども、まだまだ難しいということで、いろんな情報をありがとうございます。



委員、取りあえず今の……。

○委員 ありがとうございます。

○部会長 というふうなやり取りを聞いたところで、何かさらにお気づきの委員の方はいらっしゃいますか。会場では、委員がとても大きく写っていて、委員が納得している様子が大きな画面で見えるんですけども、よろしいですか。

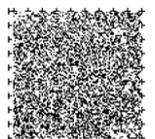
それでは、今、委員と委員がいろいろやり取りをしてくださった中で、私たち聞いていた委員もすごく理解が深まりました。委員が御質問されるときに、同じ情報にいろんな困難を持っているという視覚障害の立場からも、ぜひこの条例がいいものになることを願っているというようなお言葉もすごく胸に響きまして、ぜひ委員と同じように私たちも応援して、やるべきことはやらなくてはみたいに思ったりしました。ありがとうございます。

それでは、報告事項の手話言語条例については、取りあえずここまでとさせていただきます。

次に、報告事項の2番目として、障害者の地域生活支援機能の強化、緊急時バックアップセンターということで、資料4に受付状況等を整理していただいていますので、御説明をお願いします。

○障害施策推進課長 資料4を御覧ください。「障害者の地域生活支援機能の強化 緊急時バックアップセンターの受付状況等について」というものです。

この緊急時バックアップセンターですが、昨年度、10月1日より北沢地域でモデル実施を始めておりまして、10月から3月末までの実績の状況を報告するという資料になっています。資料としては、ほとんど一覧表、データをお示しているのです、そちらを簡単に御説明させてください。



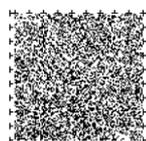
4年度3月末までに137人の方の御登録をいただきました。内訳としては、北沢が主にモデル実施をしてきましたので、北沢の方が80人と一番多くて、次が世田谷地域で26人という状況です。内訳を見ていきますと、137人のうち、年齢で言いますと、20代、30代、40代が多いという状況で、10代も10%、あるいは10歳未満もいらっしゃるというような状況で、私たちが思っていたよりも少し若い方に御登録いただいたかなと思っています。

障害種別のところを見ますと、愛の手帳をお持ちの方が82.5%です。こちらはかなり知的の方が多いなというような状況です。

それから障害支援区分、こちらもお答えいただきますと、区分6という一番程度の重い区分をお持ちの方が30%近くいらっしゃるという状況になっています。

裏面を御覧ください。6か月間の相談・問い合わせ件数、実際に御連絡をいただいたという数から言えば23件いただいている。うち、短期入所施設を探してほしいというのが4件、失礼しました。正確に言いますと、実際にバックアップセンターが短期入所施設を探した対応が4件、それからヘルパーを探すような対応が必要だったという方が2件というような状況で、その隣に相談・引継ぎが15件となっていますが、この引継ぎの中には、バックアップセンターで話を聞いて、その方のコーディネートするものに引き継いでいったものも含まれているので、そのように御覧いただければと思います。

ちなみに、今年度になりまして、もう今は5月の後半、終わりになりますけれども、4月、5月でさらに20人ぐらい御登録いただいているかと思うので、137プラス20というような状況、どんと御登録いただいているんですが、のべつじわりじわりと御登録をいただいているかなというような状況だと思っ



ています。

実績は以上でして、今後の予定としましては、半年終わった後、モデルの実施状況を評価検証しまして、秋以降に先行した3つの機能、相談、緊急時の受入・対応、地域の体制づくり、こちらの最初にやっていきますと言っていた3つの機能を秋以降に全区展開をしていきたい。そして、6年度以降になりますと、プラス2つの機能、体験の機会、場、専門的人材の確保・養成、こちらの機能についても実施をしていきたいということで予定を記載してございます。

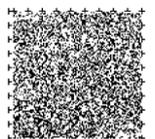
簡単ですが、こういった実績報告になります。

○部会長 御説明ありがとうございました。バックアップセンターも、だんだん利用も広がっているということですし、着実に成果を上げているというお話をお聞きできましたが、委員の皆様、今の御説明について何かお気づきのことがおありでしたらお願いをしたいと思います。特にオンライン参加の方も、挙手とか今ございませんでしょうか。どなたか、委員、どうぞ。

○委員 こんばんは。声は届いておりますでしょうか。ありがとうございます。

今御説明いただきました緊急時バックアップセンター、数字が出ておりますけれども、最後にお話しいただいたとおり、まだこれは本当にある部分では試行的なものというふうにならざるを得ないのかなと思っています。そこを利用者の方の状況であったりとか、実際の支援の中での課題ですとかというものを丁寧に検証してほしいなと思っています。

というのは、緊急時バックアップセンターだからこそ出てくるニーズというものはもちろんあると思うんですけれども、それがこのセンターでなければ解決できないものなのか、あるいはそれ以外のものともしっかりと関わりを持ち



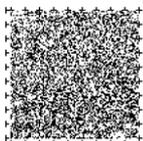
ながら解決できるものなのか。

なぜこのようなちょっと後ろ向きなことを言うかと申しますと、人数的なものも含めてバックアップセンターにはやっぱり限界があると思っています。その意味で言うと、バックアップセンターがあればよしではなく、バックアップセンターを活用する人たちが絞り込まれていくというんでしょうか、本当に真に必要な人たちがという形でないと、実は運営的に厳しくなっていくのではないかなと思っています。そんなこともありまして、まずはここまでのところでの検証をしっかりとやっていただきたいということをお願いしたいと思えます。

○部会長 委員、ありがとうございます。今までのところで課題等で見えてきているようなことがおありかどうかみたいなことが、もし事務局でお分かりでしたらと思いますし、バックアップセンターだけではなくてというような御指摘もございましたが、今の時点で何か補足していただけるようなことはおありでしょうか。

○障害施策推進課長 まだモデル状況の評価・検証がきちんと済んでいない状況ではありますが、私も担当職員、あるいは運営事業者と話をする中で感じておりますのは、緊急時相談ですと言って24時間で電話を受けておるわけですが、一方でお一人お一人の障害の方には、平常時といいましょうか、ふだんからお付き合いのある相談支援の職員、あるいは区役所の障害支援担当の職員がいたりするわけです。日常的なコーディネート、あるいは相談に乗っているものと、このバックアップセンターというところの役割というのは、改めて考えさせられるところはあるなと思っています。

それから、これにも関わってきますけれども、例えば相談支援専門員が平常



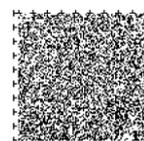
時といひましようか、通常の計画を立てて、生活を支援していくという中と、要するに、緊急事態を想定しないプランをつくっているわけですが、緊急事態を想定したプランというのをどこまで相談機関の職員がやっていけるのか、やっていったほうがいいのかというのも一方であるのかなというところも感じてはおりますので、その辺は実際に現場の中で整理するべき課題もあるかなと思っています。

ただ、緊急時バックアップセンターは、いつでも開いていますので、どうぞ使ってくださいというのでしょうか、要するに、多くの相談機関が閉まっているときでも、ここだったら空いていますよという意義はあるかなと思っております。その辺をこれからもどう見ていくかというのはあるかなというところも含めて、もう少し考えてまいります。

○部会長 課長、ありがとうございます。通常、いろんな相談や支援をやっている立場のスタッフと緊急時対応というところでいうそこら辺の違い、通常関わっている相談支援専門員なども緊急時を想定したプランというような大事な御指摘をいただきまして、そういうところも含めて先ほど鈴木副部会長が御質問されたほかの機関との連携みたいところが少し私も明確になった気がいたしますが、委員、何かございますか。今までのお話なども。

○委員 参考までにもし教えていただけたらと思ったんですが、対応別ということで幾つかの対応例が出ていて、数字も入っているんですけども、どういう御相談があった際に、例えば短期入所施設への案内になったんでしょうか、もしよろしかったら教えていただきたいんですけども。

○障害施策推進課長 私も、今日は個別事例を持ってきていないんですが、私が報告で聞いたもので言うと、たしか知的障害の方の御家族が急遽御本人の介



護ができない状況があつて、週末のショートステイを探してほしいとか、そういったような御相談があつて対応したというような記憶があります。一方で、ヘルパー派遣というのもあるので、施設を探す前提ではなく、御本人は家で過ごすので誰か人を派遣してほしいとか、そういった対応も含めて、当面の生活のコーディネートをやっていたと聞いています。

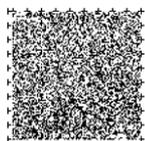
○委員 ありがとうございます。

○部会長 ありがとうございます。委員も御了解されたという様子ですが、今までのやり取りなどを聞いていたところで、委員、補足はございますでしょうか。委員、何か補足とかがございましたらと思いますが、聞こえていないかな。すみません。大丈夫ですか。

それでは、今、副部会長の御質問をきっかけに、また、バックアップセンターの役割みたいところが明確になったと私も思ったところですが、どうぞ、委員が手を挙げてくださいましたので。

○委員 すみません、基本的なことなんですけれども、情報がそういうところといつも共通に把握していて、今の課題の中でどこが受け持つかというのが分かるようになっていくということが必要だなと。そうすると、個人情報の問題もあるんだけど、何かデータとして、そこにアクセスすれば、それまでの支援も分かる、その人たちが抱えている課題も分かるみたいな感じで、何かうまく個人情報の保護も含めて、どう扱っていくかという一発でつながるというような方法をつくっていかないとこれは駄目だなと。個人的な担当者の配慮だけでは、時間がたってくるとまた人も替わるし、担当者も替わるしということで、基本的にはデータバンクみたいなものが必要かと思いました。

○部会長 委員からも大事な御指摘をいただきました。ありがとうございます



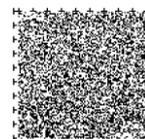
す。このあたりをどうつくっていくかというのは、これからの課題かとは思いますが、確かに緊急時の対応だけに、そういう潤滑に動けるようなことが必要になってくるかとは思いますが、このあたりについては御検討いただくということになるのでしょうか。

○障害施策推進課長 お話としては、私たちも御意見をいただいているところで、大切な問題提起だなとももちろん思っております。私たち、どうしても行政の職員としては、個人情報保護というのはまずありきでやってきた経過、歴史があると思っておりますが、一方で、支援が必要な方、あるいは御家族から、ある程度個人情報保護よりも、何しろ支援を優先してほしいという方がいらっしゃるようだというお声が届いているのだと受け止めはありますので、要するに、自分の情報を共有してもらって構わないから、しっかり支援をしてほしいんですよという方がいらっしゃる場合に、どうしていくかというのは引き続き考えるべきところがあるなという形で、今日のところでは受け止めさせていただければと思います。

○部会長 ありがとうございます。委員、とても大事な御指摘をありがとうございます。個人情報保護は大事だけれども、やっぱりこういう緊急の対応が必要な方については、事前の情報提供の承認なども踏まえて、これから検討していただけるということで、難しいことかと思いますが、よろしくお願いをしたいと思います。

ほかに、この関連で、では、委員、お願いいたします。

○委員 すみません、私は実際に問合せをした者なんですけれども、以前から言っているように、私の場合は相談、支援につながらなかったんですけれども、それはこの中のどこに入るもののでしょうか。相談して支援につながらな



ったものも数値にしてくださいとお願いをしたと思いますけれども。

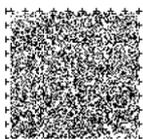
もう1件なのですが、私がちょっと聞きそびれてしまったのだと思うんですけども、今後の6年度以降の体験の機会と場となっているんですけども、このバックアップセンターにおける体験の機会というのはどういったことでしょうか。

○部会長 委員から2点質問がございましたが、相談・引継ぎに入らなかったという御体験を委員はされたようなのですが、それがどこに分類されるのかということと、具体的な体験の機会、場とは、どういう体験かということですが、お願いします。

○障害施策推進課長 委員から御相談のあった個別の御相談の件ですけれども、この分類で言いますと、相談・引継ぎというところに計上されているということで今、内部で話をしたところです。まず、そちらを御報告させていただきます。

もう一つは、体験の機会・場という機能のことですけれども、実はこれ自体はこれからどうやって事業化、あるいは取組として具体化していくかということを考えていく段階にはなりますが、緊急時バックアップセンターが体験の機会や場をつくっていくかどうかはまた別のことになるのかなとは思っています。取りあえず、まだ資料としてできていないので、きちんと御説明できずに申し訳ありませんが、緊急時バックアップセンターは基本的な機能として、御本人や御家族に何かあったときの当面の生活をコーディネートしましょう、ここにポイントを置いた事業だと思っております。

一方で、それとは別に何かあったときに備えるための体験や経験を積んでおくということは、障害のある方たちにとって、あるいは私たちもそうかもしれ



ませんが、そういう経験や体験というのは必要なのだろうと思うので、そういう機能をどうやって整えて、メニューを置いていくかというところをもう少し整理して、6年度以降になりますけれども、皆さんにお示しできるように考えていきたいと思っています。

○部会長 課長、ありがとうございました。最初に副部会長がおっしゃった、バックアップセンターだけでは対応し切れない、いろんなところとというのが、この体験の機会・場などについても、どうしていくか、世田谷で本当に意味のあるシステムを考えていただけたらと思いましたが、委員がお問合せになったことについては、この15件の中に入っているということですが、今の御説明をお聞きになって委員、何か補足、取りあえずよろしいですか。

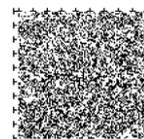
ありがとうございました。ほかに何かお気づきの委員、御発言いただける委員がいらっしゃいましたらお願いをしたいと思いますが。

それでは、資料4の関連についても、ここまでとさせていただきます。取りあえず今日、報告事項というところまでで準備していただいたことについては以上なんですけれども、全体を通して何かお気づきの委員、御発言したいという委員の方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。特に、オンライン参加の方も。

それでは、その他ということで用意をさせていただいていますので、ここについての御説明をお願いいたします。

○障害施策推進課長 本日は皆様、様々御意見をいただきましてありがとうございました。最後に、事務連絡を3点お伝えさせていただきます。

まず、意見提出のお願いになります。資料で質問・意見用紙をおつけしておりますが、この紙でファクスでも結構ですし、あるいは事務局宛での電子メー



ルでも結構です。本日の資料に関連するところで御質問や御意見をいただければと思います。締切りとしましては、6月12日とさせていただこうと思っております。よろしくお願いいたします。

2点目です。本日の議事録をまた作成してまいります。後日また皆様に内容確認の御連絡を差し上げますので、御確認をいただければと思います。

3点目です。この協議会委員の改選についてとなります。この協議会委員ですけれども、任期2年間となっております。現在の委員の皆様は令和3年6月から令和5年6月17日までの2年間となっております。一旦区切りとなります。現委員の皆様には大変お世話になりました。ありがとうございます。現在、私たち事務局のほうで改選の作業を進めておりまして、次回の協議会の開催までに改めて委員の皆様へ御連絡を差し上げたいと思っております。

なお、次のこの協議会は7月5日に開催をしたいと思っております。開催通知につきましては、改めて送らせていただきます。

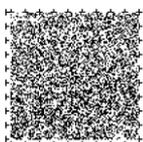
事務連絡は以上になります。

○部会長 御説明ありがとうございました。委員の皆様の任期は、取りあえずこの協議会との関連では今日が最後ということで、改選について事務局で検討してくださっているということです。

次の協議会は7月5日を予定しているということですが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

それでは、皆様の御協力をいただきまして、予定時間より5分ほど早いのですが、今日の予定していた議事と御意見をお聞きしたいところについては全て終了ということになりました。では、ここで締めてよろしいのでしょうか。

それでは、遅い時間に委員の皆様いろいろありがとうございました。以上を



もちまして、障害者施策推進協議会は閉会とさせていただきます。いろいろな貴重な御意見、ありがとうございました。お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後 8 時25分閉会

